

船舶事故調査報告書

平成25年9月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成25年3月30日 12時55分ごろ
発生場所	神奈川県 <small>まなづる</small> 真鶴町 <small>おおがくぼ</small> 大ヶ窪海岸 真鶴町所在の真鶴港北防波堤灯台から真方位345° 860m付近 （概位 北緯35° 08.5′ 東経139° 08.6′）
事故調査の経過	平成25年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <small>とら</small> 寅丸、1.37トン KN3-9121（漁船登録番号）、個人所有 7.25m (Lr) × 1.50m × 0.55m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数20、昭和49年5月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年3月24日 免許証交付日 平成24年2月3日 （平成29年5月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、神奈川県三浦市城ヶ島西方沖において、アジの一本釣りのため、主機を中立運転として漂泊中、平成25年3月29日04時30分ごろ急に主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の燃料油系統に不具合が発生したものと考え、主機の運転を断念した。</p> <p>本船は、18時10分ごろ西方の真鶴港北方沖の水深20mの海域まで至った際、船長が、海岸への乗揚げを防ぐため、船首の巻揚げローラーを介して投錨し、直径40mmの錨索を伸出した。</p> <p>本船は、30日12時00分ごろ錨索が切れ、12時55分ごろ大ヶ窪海岸へ乗り揚げた。</p> <p>船長は、上陸して付近の通行人に警察への通報を依頼し、来援した警察官及び海上保安官に救助された。</p> <p>本船は、波浪によって船体が海岸の岩に繰り返して当たり、船底に</p>

	<p>破口を生じた。</p> <p>その後、本船は、徐々に船体の分断が進行して崩壊した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東南東、風速 約4.2m/s</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約8cm（熱海港）</p>
その他の事項	<p>船長は、携帯電話を携行していなかったため、救助要請を行うことができなかった。</p> <p>本船は、かつて小型船舶登録していたため、小型船舶用信号紅炎を備えていたものの、船長が、切迫した危険を感じていないこと、手を振って合図すれば、自船付近を航行する船舶が気付いてくれるものと思っていたことから、使用しなかった。</p> <p>本船は、錨索を伸出した際、錨索に擦れ当てをしていなかった。</p> <p>船長は、錨索の切断部位に擦れた痕跡を認めた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、主機の燃料油系統に不具合が発生して運航不能となって漂流し、海岸への乗揚げを防ぐために真鶴港北方沖で錨泊中、錨索が切断したことから、大ヶ窪海岸へ乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、主機の燃料油系統に不具合が発生して運航不能となって漂流し、真鶴港北方沖で錨泊中、錨索が切断したため、大ヶ窪海岸へ乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時に救助要請ができるよう、防水型の携帯電話を常時携行することが望まれる。 ・ 錨泊する際には、錨索を保護するため、錨索が船体と接触する部位に擦れ当てをしておくこと。